

事業承継 Q&A

Q1 特例承継計画を提出後、その計画に記載した特例後継者の数を増やしたい、又は減らしたい場合は、特例承継計画を変更することができますか。

Q2 特例承継計画の提出後、贈与を実行する前に、その計画に記載された特例後継者が亡くなってしまいました。後任の後継者が決定した段階で計画の変更が可能ですか。

Q3 特例承継計画の提出前に先代経営者が亡くなりました。亡くなった後に特例後継者を記載した特例承継計画を提出しても、都道府県の認定はもらえますか。

事業承継 Q&A

Q4 特例承継期間は5年ということですが、どの時点から5年なのですか。

Q5 先代経営者からの贈与と、その他の者からの贈与は同じ年に行っているのか。

Q6 同族過半数要件は、2位3位の後継者についても、それぞれの者を中心として同族判定をするのか、それともあくまで1位の者を中心とした同族の範囲なのか。

事業承継 Q&A

Q7 特例期間の10年間の間で贈与を行い、特例期間終了後に先代経営者の相続が開始した場合、新税制(100%猶予)の適用は受けられますか。

Q8 複数後継者による特例承継計画を提出している場合、その贈与等の順番は？

事業承継 Q&A

Q9 平成30年度税制改正大綱には、現行の事業承継制度においても複数贈与者からの贈与等を認めることとなっている。
先代経営者から贈与を受けて現行制度の適用を受けている後継者（息子）が、それ以外の同族株主（叔父）から贈与を受けるに際して、特例制度の適用を受けられますか。

Q10 元々、先代経営者（父）が発行済株式100%を所有している会社です。
現行制度の適用を受け、先代経営者から発行済株式数の3分の2の株式の贈与を受けた後継者（息子）が平成30年以降、残りの3分の1の贈与を受ける際に、特例制度の適用を受ける事ができますか。